

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	店頭FX業者の決済リスク管理強化に向けた規制導入	
担当部局	金融庁企画市場局市場課	電話番号: 03-3506-6000(内線3525) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成30年12月25日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【現状】</b></p> <p>① 日本の店頭外国為替証拠金取引(店頭FX取引)市場は、その取引規模で見ると、2010年度の2,000兆円程度から近年は5,000兆円程度まで拡大し、その建玉残高で見ても、2010年度の3兆円程度から近年は6兆円程度と増加しており、店頭FX取引を行う業者(店頭FX業者)の決済リスク管理を不十分なままにしておけば、投資者や取引先に損失を与え、外国為替市場や金融システムに影響を及ぼし、システミックリスクにつながる可能性がある。</p> <p>② 店頭FX業者は顧客との間で直接取引を行っていることから、両者は利益相反関係にあるが、現状、日々の取引について検証する枠組みは設けられていない。</p> <p><b>【改正の目的及び必要性】</b></p> <p>① リーマン・ショック以降、G20ピッツバーグ・サミット的首脳声明を受けて、店頭デリバティブ取引については、各国において、清算集中義務等が導入されたほか、金融市場インフラが準拠すべき原則(FMI原則)が取りまとめられたところ。各国の清算機関においては、当該原則に基づく体制が整備され、「極端であるが現実起こり得る市場環境において」、「広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバー」するだけの財務資源の確保等が行われている。一方、店頭FX取引については、こうした規制の直接の対象とはなっていないため、国際合意に基づく体制の整備が行われていないが、仮に店頭FX業者の決済リスク管理を不十分なままにしておけば、外国為替市場や金融システムに影響を及ぼし、システミックリスクにつながる可能性がある。</p> <p>このため、店頭FX業者に対しても、店頭FX取引に伴うリスクが実現し損失を抱えた場合であっても、これを吸収できるだけの十分な自己資本を確保させることが適当であり、厳格かつ適正なストレステストを実施させ、経営の健全性を確保させる等、リスク管理体制の強化を促す措置が必要である。</p> <p>② 店頭FX業者は顧客との間で直接取引を行っていることから、両者は利益相反関係にあるが、現状、日々の取引について検証する枠組みは設けられていない。</p> <p>店頭FX取引の公正性・透明性の確保のためには、第三者であり、店頭FX業者に対する監督権限を有する自主規制機関や当局において、店頭FX業者の取引について、不正な取引等が行われていないか検証することが適当であり、そのためには、店頭FX業者に自主規制機関へ取引データを報告させるための措置が必要である。</p> <p><b>【改正の内容】</b></p> <p>① 店頭FX業者に対し、決済リスク管理の強化に向けた体制整備や業務運営を確保する観点から、その所属する金融商品取引業協会の規則に基づくストレステストの実施を義務付け、そのストレステストの結果を踏まえ、必要があると認められる場合には、経営の健全性を確保するための措置を講じるよう求める。また、店頭FX業者に対し、その顧客や取引先にFX取引に伴うリスク情報を提供するため、未カバー率、カバー取引の状況、平均証拠金率の開示を求める。</p> <p>② 店頭FX業者に対し、顧客に不利な価格で約定するといった不正な取引等を防止する観点から、日次で自主規制機関に取引データの報告を求める。</p>	
想定される代替案	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引業等に関する内閣府令第117条(改正)、第123条(改正)
	(1) 店頭FX業者の決済リスク管理を強化するため、店頭FX取引及びそのカバー取引を金商法上の清算集中義務の対象とする。 (2) 店頭FX取引の公正性・透明性を向上させるため、店頭FX取引及びそのカバー取引を金商法上の取引情報蓄積機関への取引情報の保存・報告制度の対象とする。	
直接的な費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	① ストレステストの実施については、46社の店頭FX業者において、システム整備等の費用が発生する。 ② 情報の開示及び取引データの報告については、54社の店頭FX業者において、システム整備等の費用が発生する。(平成30年3月末時点)	(1) 店頭FX業者において、初期費用として清算参加者へ清算を委託するためのシステム整備費用等が発生するほか、運用費用として取引の都度、清算参加者への手数料支払いが発生する。また、清算参加者において、清算取次ぎを行うためのシステム整備費用等が発生する。さらに、清算機関において、店頭FX取引及びそのカバー取引を清算するためのシステム整備費用等が発生する。 (2) 店頭FX業者において、店頭FX取引及びそのカバー取引を保存・報告するためのシステム整備費用等が発生する。また、取引情報蓄積機関において、店頭FX取引及びそのカバー取引の取引情報を受け付けるためのシステム整備費用等が発生する。
(行政費用)	① 国において、店頭FX業者が、適切にストレステストを実施し、そのストレステストの結果を踏まえ、必要があると認められる場合には経営の健全性を確保するための措置を講じているか検証するための検査・監督に伴う費用が発生する。 ② また、国において、店頭FX業者が自主規制機関に報告した取引データについて、自主規制機関から当局への報告を受けて、不正な取引等が行われていないか検証するための検査・監督に伴う費用が発生する。	(1) 国において、店頭FX業者における清算集中の状況を検査・監督するための費用、清算参加者における清算取次ぎの状況を検査・監督するための費用、清算機関における清算業務を検査・監督するための費用が発生する。 (2) 国において、店頭FX業者における取引情報の保存・報告に関する状況を検査・監督するための費用、取引情報蓄積機関における取引情報の取扱い状況を検査・監督するための費用のほか、店頭FX取引及びそのカバー取引を保存・報告・分析するためのシステム整備費用等が発生する。
直接的な効果(便益)	便益の要素	代替案の場合
	店頭FX業者に、①ストレステストの実施、②ストレステストの結果を踏まえた経営の健全性を確保するための措置、③店頭FX取引に伴うリスク情報の開示を義務付けることにより、決済リスク管理体制が強化される。 店頭FX業者が、自主規制機関に取引データを報告することにより、自主規制機関において、各店頭FX業者の取引を検証することが可能となる。こうした取引データの報告制度の導入により、一般の投資家が行う店頭FX取引において、不正な取引等が抑制され、公正性・透明性が向上する。	店頭FX取引及びそのカバー取引について、清算集中義務の対象とすることにより、決済リスク管理体制が強化される。また、店頭FX取引及びそのカバー取引について、取引情報の保存・報告制度の対象とすることにより、一般の投資家が行う店頭FX取引において、不正な取引等が抑制され、公正性・透明性が向上する。
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案の場合
	店頭FX取引について、①店頭FX業者の決済リスク管理体制の整備により、リスクが顕在化した場合であっても、十分な決済能力が確保され、②取引データの報告制度を導入し、公正性・透明性が向上することにより、投資者にとって信頼性のある市場となる。	店頭FX取引について、①店頭FX業者の決済リスク管理体制の整備により、リスクが顕在化した場合であっても、十分な決済能力が確保され、②取引情報の保存・報告制度を導入し、公正性・透明性が向上することにより、投資者にとって信頼性のある市場となる。
政策評価の結果(費用と効果(便益)の関係等)	代替案は、本案よりも費用が高む一方、便益は本案と同程度であると想定される。	
その他関連事項		
事後評価の実施時期等	改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		